

駒ヶ根市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況【普通会計決算】

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 33,539	千円 16,145,087	千円 344,030	千円 2,580,250	% 16.0	% 16.6

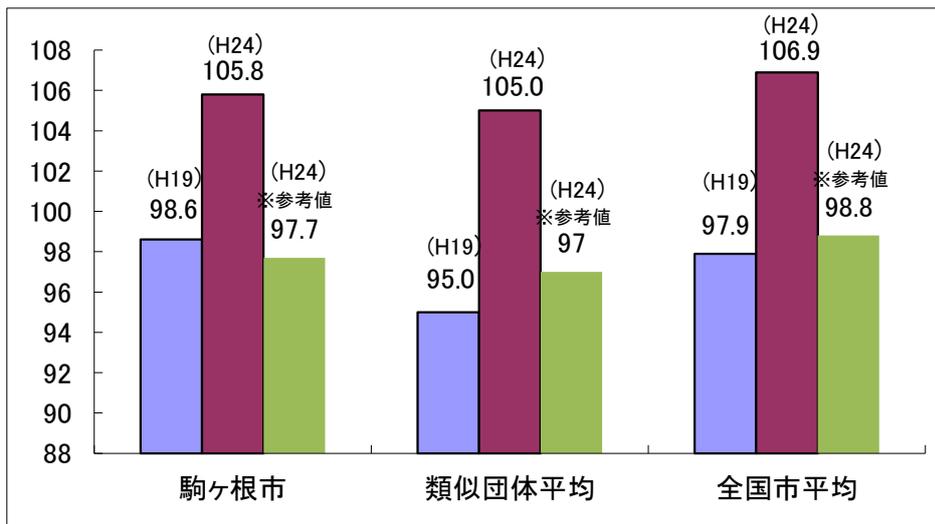
(2) 職員給与費の状況【普通会計決算】

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費(B/A)	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 249	千円 890,598	千円 115,145	千円 323,282	千円 1,329,025	千円 5,337	千円 5,863

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていない。
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況【各年4月1日現在】



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純化したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

駒ヶ根市では人事委員会が設置されていないため、勧告はありません。

1) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
24年度	円 —	円 —	円 — (%)	% —	% —	% —

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

2) 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
24年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
駒ヶ根市	42.7 歳	327,900 円	376,482 円	345,879 円
長野県	45.4 歳	345,814 円	404,792 円	380,771 円
国	42.8 歳	304,944 円 (329,917)	—	372,906 円 (401,789)
類似団体	43.5 歳	327,709 円	376,378 円	352,805 円

2) 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (A) (円)	平均給与月額 (国ベース) (円)	対応する民間 の類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (B) (円)	
駒ヶ根市	52.4	15	338,559	342,578	341,966	—	—	—	—
うち学校給食員	50.5	6	337,500	348,767	348,333	調理士	43.7	247,400	1.41
うちその他	52.8	9	339,266	343,799	342,266	—	—	—	—
長野県	55.8	64	283,700	309,537	299,093	—	—	—	—
国	49.7	3,479	270,465 (285,030)	—	307,506 (323,181)	—	—	—	—
類似団体	49.6	23	304,275	325,815	315,213	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		C/D
	公務員(C) (円)	民間(D) (円)	
駒ヶ根市	—	—	—
うち学校調理員	4,193,064	3,882,333	1.08
うちその他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成21年～23年の3年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況【平成24年4月1日現在】

区分		駒ヶ根市	長野県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	175,600 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	142,300 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	137,200 円	—
	中学卒	— 円	— 円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況【平成24年4月1日現在】

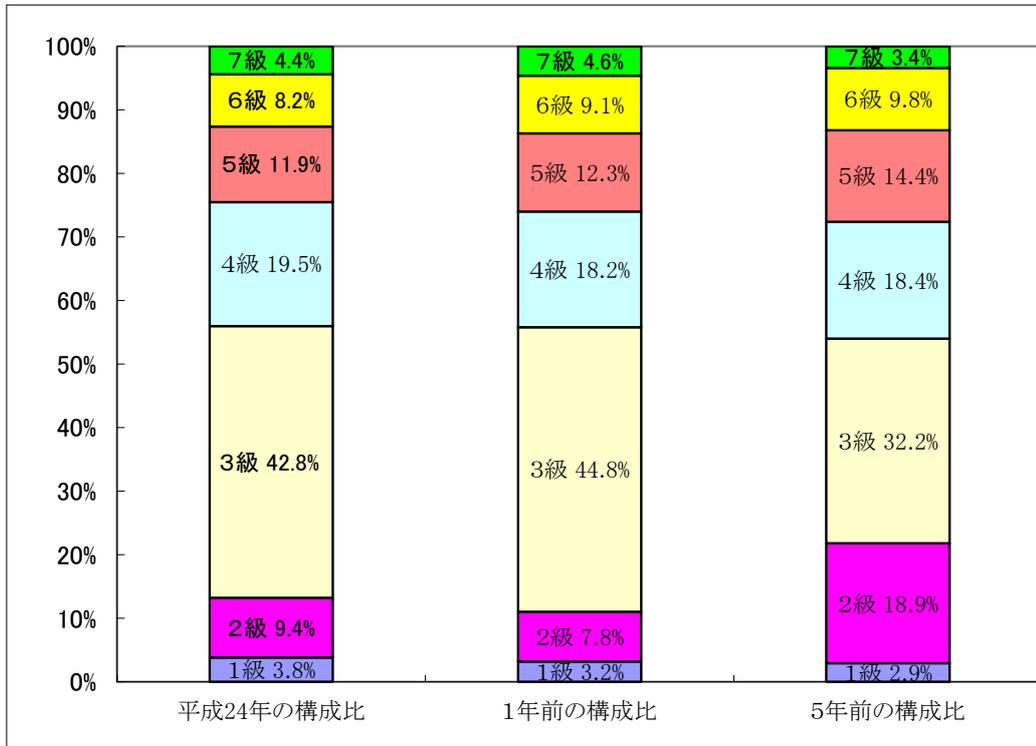
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	277,416 円	321,573 円	360,692 円
	高校卒	225,600 円	291,377 円	320,828 円
技能労務職	高校卒	— 円	313,800 円	324,900 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	部長の職務 企画監又は技監(6級に掲げる企画監又は技監を除く)の職務	7人	4.4%
6級	課長の職務 調整幹の職務 企画監又は技監の職務	13人	8.2%
5級	課長補佐の職務 園長の職務 課長補佐又は園長の職務に相当する職務	19人	11.9%
4級	係長の職務 担当幹の職務 主任保育士又は主任教諭の職務	31人	19.5%
3級	主査の職務 特に高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う職務	68人	42.8%
2級	主任の職務 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	15人	9.4%
1級	主事又は技師の職務 定期的な業務を行う職務	6人	3.8%

(注) 1 駒ヶ根市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注)平成18年に8級制から6級制に変更している。
(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、人事評価制度の導入に向けた試行期間中であるため、勤務評定の昇給への反映は行っていません。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

駒ヶ根市	長野県	国
一人あたりの平均支給額(23年度) 1,405 千円	一人あたりの平均支給額(23年度) 1,595 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (—) 月分 (—) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の等級による加算措置 ○役職加算 5~15% ○管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の等級による加算措置 ○役職加算 5~20% ○管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の等級による加算措置 ○役職加算 5~20% ○管理職加算 10~25%

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

現在、人事評価制度の導入に向けた試行期間中であるため、勤務評定の昇給への反映は行っていません。

(2) 退職手当(平成24年4月1日現在)

駒ヶ根市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.58月分	最高限度額	59.28月分	59.58月分
その他の加算措置	国に準ずる		その他の加算措置	国に準ずる	
(退職時特別昇給	なし)		(退職時特別昇給	なし)	
1人当たり平均支給額	— 千円	21,456 千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成24年4月1日現在)

駒ヶ根市では地域手当の支給はありません。

支給実績(平成23年度決算)			千円
支給1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	— %	— 人	0 %

(4) 特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(平成23年度決算)		36	千円
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成23年度決算)		1,800	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成23年度決算)		7.2	%
手当の種類(手当数)		全6種類	
手当の名称	主な支給対象職員及び業務	左記職員に対する支給単価	
感染症防疫等作業手当	感染症等が発生し、又は発生する恐れのある場所において、特殊な作業に従事した職員	日額 500円	
死病人取扱手当	行旅死亡人その他の死亡人の遺体の取扱いに従事した職員 行旅病人の救助、看護等に従事した職員	死亡1体2,500円 病人1件1,500円	
用地交渉手当	用地の取得又は物件、権利の補償に関し、特に困難な交渉業務に従事した職員	日額 250円 (2時間未満200円)	
死亡動物取扱手当	正規の勤務時間外に招集を受けて出勤し、犬、ねこ等の動物の死体の処理作業に従事した職員	1体 500円	
危険作業等従事手当	異常な自然現象により、重大な災害が発生し、又は発生する危険性の高い現場において、道路、河川等の巡回監視、居住者等の避難誘導、応急復旧作業又は災害状況調査に従事した職員	巡回監視、避難誘導 日額 300円	
	勤務環境の劣悪な現場で行う作業に従事した職員 崩落の危険がある現場での監督、調査、測量又は不法投棄処理 病虫害の防除等のために行う有害物散布作業に直接従事する等	応急作業、調査、測量、不法投棄処理等 日額 500円	
相談業務従事手当	相談者等と直接接して行う面接、相談、指導、診察等の立会い及び入所等の業務のうち、特に市長が認めるものに従事した職員(社会福祉主事、保育士及び教諭、保健師、看護師、相談員)	日額 500円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	48,739	千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	175	千円
支給実績(22年度決算)	47,737	千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	166	千円

(6) その他の手当(平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 親族(配偶者扶養) 6,500円 親族1人(配偶者非扶養の場合) 6,500円 親族1人(配偶者なしの場合) 11,000円 特定期間の加算 5,000円	同じ		33,619千円	249,028円
住居手当	借家等 自ら居住するための住宅を借り受け、居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給されます。	同じ		9,059千円	312,362円
通勤手当	通勤のために公共交通機関等を利用、自動車等の使用を常例とすること、通勤距離が片道2km以上である職員に支給されます。 公共交通機関等の利用者 実費(55,000円限度) 自動車等の使用者 通勤距離により 2,000~20,900円	一部異なる	距離に応じた支給額の区分及び最高支給額が異なる。 自動車等の使用者 通勤距離により、2,000円~24,500円	8,249千円	46,606円
管理職手当	部長相当職 12% 課長相当職 9%	一部異なる	本府省課長25%から課長補佐8%まで、役職に応じて、6段階	10,842千円	471,375円
宿日直手当	正規の勤務時間外に宿日直した場合 一般の宿日直 4,600円 5時間未満の場合 2,300円	異なる	4,200円~5,900円 (5時間未満は2分の1)	1,140千円	9,200円

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市長	627,200円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,010,000 円 / 389,500 円
		(784,000円)	
報酬	副市長	607,200円	800,000 円 / 526,500 円
		(660,000円)	
期末手当	議長	404,000円	528,000 円 / 274,000 円
	副議長	(—)	449,000 円 / 234,000 円
	議員	313,000円	409,000 円 / 220,000 円
退職手当	市長	(平成24年度支給割合) 2.95月	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	副市長	(平成24年度支給割合) 2.95月	給料月額×在職月数×0.45×0.80 13,547,520円 任期毎
備考	議長	(平成24年度支給割合) 2.95月	9,630,720円 任期毎
	副議長	(平成24年度支給割合) 2.95月	現在市長20%副市長が5%の自主減額を実施しています。

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

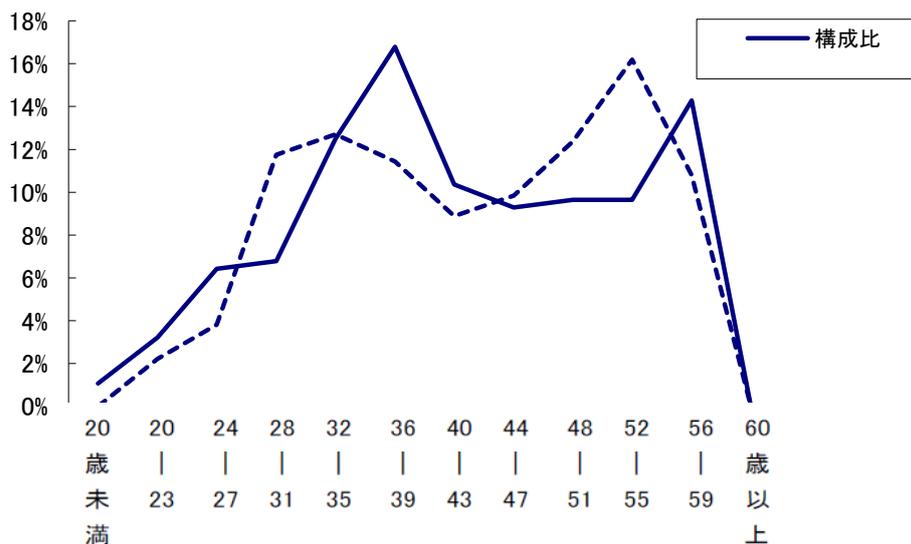
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成24年	平成23年		
普通会計部門	議 会	3	3	0	
	総 務	60	58	2	人事交流職員欠員等
	税 務	18	17	1	債権管理業務
	民 生	71	70	1	退職者補充
	衛 生	16	16	0	
	労 働	1	1	0	
	農 林	15	15	0	
	商 工	8	6	2	交流連携関連業務
	土 木	22	19	3	地籍調査業務等
	計	214	205	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 63.81 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 69.00 人
	教育部門	33	44	△ 11	学校給食センター業務の民間委託
	消防部門			0	
	小 計	247	249	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.94 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 92.57 人
会営企業等	水 道	7	8	△ 1	上水道業務
	下 水道	9	9	0	
	国保事業	6	6	0	
	介護保険	6	6	0	
合 計	275	278	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 93.01 人	
		[351]	[351]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員	3	9	18	19	35	47	29	26	27	27	40	0	280人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	221	217	212	212	205	214	△7 (△ 3.17 %)
教育	54	50	48	47	43	33	△21 (△ 38.89 %)
警察	—	—	—	—	—	—	— (— %)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (#DIV/0! %)
普通会計	275	267	260	259	248	247	△28 (△ 10.18 %)
公営企業会計	31	29	29	29	29	28	△3 (△ 9.68 %)
総合計	306	296	289	288	277	275	△31 (△ 10.13 %)

(注 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。